

都道府県知事
指定都市市長
各
中核市市長
児童相談所設置市長
殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

厚生労働省社会・援護局長

厚生労働省老健局長

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助の協議について

標記については、被災施設の災害復旧事業を円滑に実施するため、別紙のとおり「社会福祉施設等災害復旧費事務取扱要領」を定め、平成23年4月1日以降発生 of 災害から適用することとしたので、了知のうえ、管内市町村及び社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。

なお、平成23年3月31日以前に発生 of 災害については、従前の例による。

また、平成17年3月24日雇児発第0324012号社援発第0324001号老発第0324004号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知「社会福祉施設等災害復旧費国庫負担（補助）の協議について」は廃止する。

（参考 改正後全文）

雇児発第0213001号
社援発第0213003号
老発第0213001号
平成21年2月13日
第一次改正 省 略
第二次改正
雇児発0307第8号
社援発0307第3号
老発0307第5号
平成23年3月7日
第三次改正
雇児発0302第2号
社援発0302第3号
老発0302第6号
平成24年3月2日

別紙

社会福祉施設等災害復旧費事務取扱要領

1 被災状況の報告等

災害発生に際しては、管内社会福祉施設等の被害状況、復旧の見通し等については、迅速かつ的確な把握に努めるとともに、取りあえず電話等により社会・援護局福祉基盤課あて第一報を報告し、必要な指示を受けるものとする。

2 被災後の事務処理

(1) 協議の対象事業及び対象経費

ア 協議の対象となる事業は、別紙に掲げる施設の災害復旧事業であること。

ただし、厚生労働大臣が別に定める施設の災害復旧事業に要する経費については、この限りでない。この場合において、厚生労働大臣が別に定める施設は、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の第2の2、3及び4の表において「その他施設」として取り扱われるものとする。

イ 施設整備（施設と一体的な設備を含む。）については災害復旧費協議額一件につき80万円以上（保育所については40万円以上）であること。

(2) 協議書類及び提出部数

ア 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助協議総括表（様式第1号）3部

イ 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助協議書（様式第2号）1部

(3) 負担割合

災害復旧事業に要する経費に係る国、都道府県、指定都市、中核市又は児童相談所設置市の負担割合は、交付要綱に定めるところによるものとする。

なお、当該災害が、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」により激甚災害として指定された場合には、国の負担割合の変更がある。

(4) 提出期限

協議書類は、（項）社会福祉施設整備費分、（項）児童福祉施設整備費分及び（項）介護保険制度運営推進費分とに区分し、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあつては四国厚生支局、以下「地方厚生（支）局」という。）あて災害発生の日から30日以内に提出すること。

(5) 協議に当たっての留意すべき事項

ア 被害状況の把握に当たっては、財務省財務局の調査と極端に相違することのないよう的確を期すること。

イ 報告期限については、当該年度における予算執行に当たっての予備費要求等との関連もあるので厳守すること。

3 災害復旧事業の早期着工

被災後は速やかに施設運営の再開を図るため、所管局及び地方厚生（支）局と連絡を密にし、必要に応じ応急仮工事を施すとともに、災害復旧工事の早期着工に努めること。

なお、応急仮工事及び災害復旧工事を行うに当たっては、都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市）担当部局の指導のもと写真等により被災状況を的確に記録し、実地調査等に支障を生じないように留意すること。

別紙

社会福祉施設等施設整備費災害復旧費対象施設

施設名等	施設名
社会福祉施設等	
保護施設	救護施設 更生施設 宿所提供施設 授産施設
老人福祉施設	特別養護老人ホーム 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 老人福祉センター（※） 老人デイサービスセンター 老人短期入所施設 老人介護支援センター（※）
老人保健等施設	介護老人保健施設 訪問看護ステーション 在宅介護支援センター 認知症高齢者グループホーム 生活支援ハウス
身体障害者更生援護施設	身体障害者更生施設 身体障害者療護施設 身体障害者授産施設 身体障害者福祉ホーム
身体障害者社会参加支援施設	身体障害者福祉センター 補装具製作施設 視聴覚障害者情報提供施設 盲導犬訓練施設
婦人保護施設	婦人保護施設 婦人相談所
知的障害者援護施設	知的障害者デイサービスセンター 知的障害者更生施設 知的障害者授産施設 知的障害者通勤寮 知的障害者福祉ホーム

障害者支援施設等	<p>障害者支援施設</p> <p>障害福祉サービス事業所（療養介護事業、生活介護事業、児童デイサービス事業、短期入所事業、共同生活介護事業、自立訓練事業、就労移行支援事業、就労継続支援事業及び共同生活援助事業を行うものに限る。）</p> <p>精神障害者社会復帰施設</p> <p>地域活動支援センター</p> <p>福祉ホーム</p> <p>精神障害者退院支援施設</p>
児童福祉施設	<p>助産施設</p> <p>乳児院</p> <p>母子生活支援施設</p> <p>保育所</p> <p>児童厚生施設</p> <p>児童養護施設</p> <p>知的障害児施設</p> <p>知的障害児通園施設</p> <p>盲ろうあ児施設</p> <p>肢体不自由児施設</p> <p>重症心身障害児施設</p> <p>情緒障害児短期治療施設</p> <p>児童自立支援施設</p> <p>児童家庭支援センター（※）</p>
母子福祉施設	<p>母子福祉センター（※）</p> <p>母子休養ホーム（※）</p>
母子保健施設	<p>母子健康センター（※）</p>
その他の社会福祉施設等	<p>社会事業授産施設</p> <p>隣保館</p> <p>生活館</p> <p>ホームレス自立支援センター</p> <p>盲人ホーム</p> <p>地域福祉センター</p> <p>社会福祉士養成施設</p> <p>介護福祉士養成施設</p> <p>へき地保健福祉館（※）</p> <p>在宅複合型施設</p> <p>小規模多機能型居宅介護拠点</p> <p>夜間対応型訪問介護ステーション</p> <p>介護予防拠点</p>

<p>地域包括支援センター</p> <p>市町村障害者生活支援センター</p> <p>知的障害者福祉工場</p> <p>児童相談所</p> <p>一時保護施設</p> <p>職員養成施設</p> <p>心身障害児総合通園センター</p> <p>へき地保育所</p> <p>重症心身障害児（者）通園事業施設</p> <p>児童自立生活援助事業所</p> <p>小規模住居型児童養育事業所</p> <p>子育て支援のための拠点施設</p>

（注）※の施設については、施設と一体的な設備は対象外。

様式第2号

社会福祉施設等災害復旧費国庫負担（補助）協議書

施設種類	名称	設置主体			
所在地	設置年月日				
建物の規模・構造					
罹災年月日		災害の種類			
被害の概況	発生原因等				
	主要部分の破損状況				
入所者の状況					
被害の概算額					
災害復旧所要額及びその内訳	区分	員数	単価 円	金額 円	摘要
	計				
備考 (すでにとった措置。今後とろうとする措置等を記入すること。)					

(注) 災害箇所は、別添建物配置図朱記のとおり。
(写真も添付するときは番号を付し、災害箇所と対比させること。)

様式第2号（記載例）

社会福祉施設等災害復旧費国庫負担（補助）協議書

（例：台風）

施設種類	名称	〇〇寮	設置主体	社会福祉法人〇〇会	
所在地	〇〇県〇〇市〇〇1番地		設置年月日	昭和37年2月5日	
建物の規模・構造 コンクリートブロック造平屋建757.5㎡屋根コンクリート防水モルタル					
罹災年月日		平成6年9月25日	災害の種類	台風10号	
被害の概況	発生原因等	25日9時暴風雨圏内に入り、平均風速25m、日雨量414mm、連続4時間雨量234mm、1時間最大雨量93mmを記録した。当市に災害救助法適用。			
	主要部分の破損状況	同12時〇〇川が氾濫し、床上120cmまで浸水した。このため、各室の床、壁、電気設備に被害を受けた。			
入所者の状況 近隣の小学校に避難したため被害者はなかつた。					
被害の概算額 2,202,000円					
災害復旧所要額及びその内訳	区分	員数	単価 円	金額 円	摘要
	内装工事	—	式	1,135,520	別添設計（見積）書のとおり。
	建具工事	—	式	421,350	
	電気工事諸経費	—	式	358,700	
計				286,430	
備考 内装、建具については、手配済、電気工事は手配中である。					

(注) 災害箇所は、別添建物配置図朱記のとおり。
(写真も添付するときは番号を付し、災害箇所と対比させること。)

健総発1216第2号
平成25年12月16日

各 都道府県
指定都市
中核市 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局総務課長
(公印省略)

保健衛生施設等災害復旧費国庫補助の協議について

今般、保健衛生施設等に係る災害復旧事業を円滑に実施するため、別紙のとおり「保健衛生施設等災害復旧費事務取扱要領」を定め、平成25年12月9日以降に発生した災害から適用することとしましたので通知いたします。

保健衛生施設等の災害復旧事業に係る実地調査については、「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」(昭和59年9月7日蔵計2150)及び「厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査について」(昭和59年9月7日事務連絡227。以下「司計課事務連絡」という。)等により行われているところでありますが、今般、司計課事務連絡が改正され、保健衛生施設等に係る留意事項は下記のとおりでありますので、御了知いただきますようお願いいたします。

なお、「保健衛生施設等の災害復旧事業に係る事前協議及び実地調査について」(昭和59年9月7日健医企発第16号)については、廃止いたします。

記

暖房等のボイラー、エレベーターは、建物附属設備として調査の対象とすることとなったこと。

別紙

保健衛生施設等災害復旧費事務取扱要領

1 被災状況の報告

災害の発生に際しては、管下保健衛生施設等の被害状況((1)施設の種類(2)施設の名称及び所在地(3)構造(4)被災規模及び被害概算額(5)人的被害の状況)、復旧計画等について被災後直ちに確認し、速やかに電話等により当該事業が実施される区域を管轄する地方厚生(支)局(以下「地方厚生(支)局」という。)に報告すること。

2 災害復旧費国庫補助の協議

(1) 協議の対象

ア 協議の対象となる事業は、別表に掲げる施設の災害復旧事業であること。

イ 災害復旧所要見込額が1件につき80万円以上(感染症指定医療機関、市町村が設置する火葬場及びと畜場については40万円以上)であること。

(2) 協議の方法

別紙様式1及び別紙様式2により災害の発生から30日以内に地方厚生(支)局あて各1部提出すること。

3 その他

(1) 被災後は速やかに施設運営の再開が図れるよう地方厚生(支)局と連絡を密にし、早期復旧に努めること。

(2) 復旧工事を行うに当たっては、復旧前、復旧後の対象個所の状況等が的確に証明できる写真等の資料を整備し実地調査に支障を生じないように留意すること。

別表

施設名等	施設名
保健衛生施設等 保健衛生施設	感染症指定医療機関 健康増進センター 保健所 健康科学センター 市町村保健センター 農村健診センター 難病相談・支援センター 感染症外来協力医療機関 新型インフルエンザ患者入院医療機関 H I V検査・相談室 地方衛生研究所
原爆医療等施設	原爆被爆者保健福祉施設 原爆医療施設 原爆被爆者健康管理施設 放射線影響研究所
精神保健等施設	精神科病院 精神保健福祉センター 精神科デイ・ケア施設 精神科救急医療センター 精神保健福祉士養成施設 老人性認知症患者治療病棟 老人性認知症患者療養病棟 老人性認知症患者デイ・ケア施設
食肉衛生検査施設	食肉衛生検査所
エイズ・結核治療施設	結核患者収容モデル病室 エイズ治療モデル施設 エイズ治療個室等の施設（エイズ拠点病院） 結核研究所 多剤耐性結核専門医療機関

医薬分業推進支援施設	医薬分業推進支援センター
血漿採漿センター等施設	血漿分画センター 血漿採漿センター
抗毒素製造施設	抗毒素製造施設
環境衛生施設 火葬場 と畜場	

別紙様式 1

保健衛生施設等災害復旧費国庫補助協議総括表

県・指定都市・中核市名

郡市町村名									合計	市町村 か所
施設名										
施設の名称										
設置主体									公立	か所・私立
構造										か所
病床数又は入所定員										名
被害部分の病床数又は 入所定員										名
被害概算額										
移転改築補修の別										
災害復旧費	構造									
	面積									
	単価									
	金額									
計										
予 の 算 指 置	都道府県									
	市町村									
	法人									
備考										

(記載要領)

- 1 構造欄には、鉄筋コンクリート造、ブロック造、木造の区分により、それぞれ(鉄)(ブ)(木)と記入すること。
- 2 予算措置の状況欄には、財政当局了解・交付承認あれば確実等と簡明に記入すること。

保健衛生施設等災害復旧費国庫補助協議書

施設種類		名称		設置主体	
所在地				設置年月日	
建物の規模・構造					
罹災年月日			災害の種類		
被害の概況	発生原因等				
	主要部分の破損状況				
被害の概算額					
災害復旧所要額及びその内訳	区分	員数	単価	金額	摘要
			円	円	
	計				
備考	(すでにとった措置、今後とろうとする措置等を記入すること。)				

(注) 災害箇所は、別添建物配置図朱記のとおり。
(写真も添付するときは番号を付し、災害箇所と対比させること。)

保健衛生施設等災害復旧費国庫補助協議書

施設種類	保健所	名称	〇〇保健所	設置主体	〇〇市
所在地	〇〇県〇〇市〇〇番地			設置年月日	昭和〇年〇月〇日
建物の規模・構造	コンクリートブロック造 平屋建 900㎡				
罹災年月日	平成23年3月11日	災害の種類	東日本大震災		
被害の概況	発生原因等	3月11日14時46分に三陸沖でM9.0の東北地方太平洋沖地震が発生し、〇〇県〇〇市で震度〇を観測。			
	主要部分の破損状況	建物内部に亀裂。天井の一部が落下。			
被害の概算額	2,000,000円				
災害復旧所要額及びその内訳	区分	員数	単価	金額	摘要
	内装工事諸経費	一式	円	1,950,000 50,000	別添設計(見積)書のとおり。
	計			2,000,000	
備考	内装工事については、手配済み。				

(注) 災害箇所は、別添建物配置図朱記のとおり。
(写真も添付するときは番号を付し、災害箇所と対比させること。)